

○年金証書の記載方法について

昭和56年12月25日地基企第57号  
〔各支部事務長あて 企画課長〕

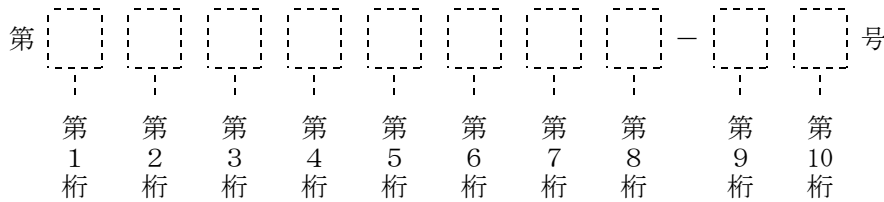
- 第1次改正 昭和57年9月30日地基補第33号
- 第2次改正 昭和63年4月1日地基補第19号
- 第3次改正 平成元年4月1日地基企第14号
- 第4次改正 平成4年4月1日地基企第7号
- 第5次改正 平成15年9月22日地基企第60号
- 第6次改正 平成16年3月31日地基企第29号
- 第7次改正 平成18年3月31日地基企第22号
- 第8次改正 平成19年3月30日地基企第22号
- 第9次改正 平成21年3月13日地基企第14号
- 第10次改正 平成22年3月17日地基企第10号
- 第11次改正 平成30年4月1日地基企第22号

標記については、下記事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

記

1 年金証書の番号は、次により振り出すものとする。(第2次改正・一部)

- (1) 年金証書の番号は、10桁のアラビア整数によるものとする。
- (2) 年金証書の番号の各桁は、次によりそれぞれ付するものとする。



ア 第1桁及び第2桁は、支部の区別を表示し、次表の各支部に対応する番号とするものとする。  
(第3次改正・一部、第4次改正・一部、第5次改正・一部、第7次改正・一部、第8次改正・一部、第9次改正・一部、第10次改正・一部)

都 道 府 県 支 部	北海道	0:1	青森	0:2	岩手	0:3	宮城	0:4	秋田	0:5
	山形	0:6	福島	0:7	茨城	0:8	栃木	0:9	群馬	1:0
	埼玉	1:1	千葉	1:2	東京	1:3	神奈川	1:4	新潟	1:5
	富山	1:6	石川	1:7	福井	1:8	山梨	1:9	長野	2:0
	岐阜	2:1	静岡	2:2	愛知	2:3	三重	2:4	滋賀	2:5
	京都	2:6	大阪	2:7	兵庫	2:8	奈良	2:9	和歌山	3:0
	鳥取	3:1	島根	3:2	岡山	3:3	広島	3:4	山口	3:5
	徳島	3:6	香川	3:7	愛媛	3:8	高知	3:9	福岡	4:0
市 支 部	佐賀	4:1	長崎	4:2	熊本	4:3	大分	4:4	宮崎	4:5
	鹿児島	4:6	沖縄	4:7						
	横浜	5:1	名古屋	5:2	京都	5:3	大阪	5:4	神戸	5:5
	北九州	5:6	札幌	5:7	川崎	5:8	福岡	5:9	広島	6:0
部	仙台	6:1	千葉	6:2	さいたま	6:3	静岡	6:4	堺	6:5
	新潟	6:6	浜松	6:7	岡山	6:8	相模原	6:9	熊本	7:0

イ 第3桁及び第4桁は、年度の区別を表示し、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給の決定（遺族補償年金の転給の決定を含む。）を行った日の属する年度の年数に相応する西暦の年数（以下「西暦年度」という。）の下2桁の数とするものとする。

ウ 第5桁は、年金たる補償の種別を表示し、次表の年金に係る種別に対応する番号とするものとする。

公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害に係る傷病補償年金	1	通勤による災害に係る傷病補償年金	6
公務上の災害に係る障害補償年金	2	通勤による災害に係る障害補償年金	7
公務上の災害に係る遺族補償年金	3	通勤による災害に係る遺族補償年金	8

（第6次改正・一部、第11次改正・一部）

エ 第6桁、第7桁及び第8桁は、支給の決定をした年金に対する年金証書の一連番号を表示し、同一年度において、上記ウの年金たる補償の種別ごとに決定された番号を001からの一連番号とするものとする。

オ 第9桁及び第10桁は、受給権者と被災職員との続柄を表示し、次表の続柄に係る種別に対応する番号とするものとする。

本人	00
妻以外の遺族	01
妻たる遺族	02

2 年金証書の記載は、次により記載すること。

- (1) 「年金証書の番号」の欄には、上記1により振り出した番号をアラビア数字で記載すること。
- (2) 「受給権者の氏名」の欄には、受給権者の氏名を市区町村長の発行した証明書又は所属部局の長の証明書等により確認の上、正確に記載すること。
- (3) 「生年月日」の欄には、受給権者の生年月日を上記(2)の書類により確認の上、記載すること。なお、生年月日には年号を記載すること。以下「年月日」等について同様とする。
- (4) 「補償の種類」の欄には、支給決定した年金たる補償の種類に応じ記載するとともに、傷病補償年金又は障害補償年金の場合は、支給決定した傷病等級又は障害等級を記載し、遺族補償年金の場合は、同欄中「(第 級)」の項を横一線で抹消すること。この場合訂正印は不要とする。(第1次改正・一部)
- (5) 「年金の額」の欄には、支給決定した年金たる補償の額をアラビア数字で記載すること。  
(注) 年金たる補償の額は、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）附則第8条の規定により他の法令による給付との調整が行われる場合には調整後の額であり、また、傷病補償年金又は障害補償年金について法第30条の規定により支給の制限が行われる場合にあっては、同条の規定を適用しない額であること。
- (6) 「支給開始年月」の欄には、年金たる補償の支給を開始する年月（支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月）を記載すること。
- (7) 年金証書の日付は、年金たる補償の支給の決定を行った年月日を記載すること。
- (8) 「(支部長名)」の欄には、年金たる補償の支給の決定を行った支部名及び支部長の氏名を記載し、支部長の公印を押印すること。  
(注) 年金証書の交付後に支部長の交替があった場合は、支部長の交替は年金証書の記載事項の変更には該当しないものとして取り扱うので、年金証書を新たに交付する必要はないものであること。
- (9) 「(名称)」、「(所在地)」及び「(電話番号)」の欄には、それぞれ支部の名称、支部の所在地及び支部の電話番号を記載すること。

3 年金たる補償の受給権者が、既に交付された年金証書を亡失又は著しく損傷したことにより、年金証書を再交付する場合には、当該再交付する年金証書の表面に「再交付」と赤字で表示すること。

## 年金証書番号の振出例

<例> 東京都支部において、公務災害に係る年金たる補償の支給の決定を行った場合（第1次改正・一部、第2次改正・全部）

(1) 傷病補償年金及び障害補償年金の例（同一の者に振り出すとき）

年月日	決定等の内容	年金証書番号	備考
61. 3. 20	療養の開始後1年6か月を経過した日		移行日
61. 12. 27	傷病補償年金(第2級)の支給決定	第13861082号	昭和61年度における公務災害に係る傷病補償年金の82番目の決定
62. 8. 9	障害の程度の変更(第2級→第3級)	第13861082号	年金証書を新しく交付するが年金証書番号は変更しない。
63. 3. 31	治ゆ		第13861082号は、欠番号となる。
63. 5. 10	障害補償年金(第3級)の支給決定	第13882063-00号	昭和63年度における公務災害に係る障害補償年金の63番目の決定(昭和63年4月1日から年金証書の番号の振り出し方が改められた。)
63. 12. 18	再発・傷病補償年金(第3級)の支給決定	第13881101-00号	昭和63年度における公務災害に係る傷病補償年金の101番目の決定 第13882063-00号は、欠番号となる。
元. 3. 3	治ゆ		第13881101-00は、欠番号となる。
元. 7. 12	障害補償年金(第1級)の支給決定	第13892062-00号	平成元年度における公務災害に係る障害補償年金の62番目の決定

注1 傷病補償年金については、支給の決定を行った日から死亡又は治ゆした日までの間に年金証書番号を変更することはないものであること。

2 障害補償年金については、支給の決定を行った日から死亡又は再発した日までの間に年金証書番号を変更することはないものであること。

3 一度振り出した年金証書番号は、いかなる場合でも、再度振り出すことはないものであること。

4 昭和63年3月31日までに支給決定を行ったものについては従前の例によるものであること。

(2) 遺族補償年金の例

年月日	決定等の内容	年金証書番号	備 考
62. 3. 10	負傷		
62. 4. 3	死亡		
元. 1. 20	遺族補償年金の支給決定 受給権者－妻 受給資格者 {子－A (17歳) 子－B (15歳)}	第13883099-02号	昭和63年度における公務災害に係る遺族補償年金の99番目の決定
元. 6. 10	妻の死亡 子－A 失権→転給 子－B	第13893049-01号 第13893050-01号	平成元年度における公務災害に係る遺族補償年金の49番目、50番目の決定 第13883099-02号は欠番号となる。
元. 12. 10	子－Aが18歳に達する。		第13893049-01号は、欠番号となる。 子－Bの年金証書番号は、変更しない。

注1 遺族補償年金については、支給の決定を行った日から当該受給権者が失権するまでの間に年金証書番号を変更することはないものであること。

2 受給権者が失権した場合において、転給の決定を行ったときは、その決定を行った日の属する西暦年度の当該遺族補償年金に係る年金証書番号とする。なお、受給権者が複数のときは、年齢の高い者を先に、順に振り出すものとする。

3 昭和63年3月31日までに支給決定を行ったものについては従前の例によるものであること。

<参考>

西 曆 年 度 早 見 表

支給の決定を行った日		西 曆 年 度		
昭和	年 月 日～昭和 年 月 日		第3桁	第4桁
	42・12・1 ~ 43・3・31	19	6	7
	43・4・1 ~ 44・3・31	19	6	8
	44・4・1 ~ 45・3・31	19	6	9
	45・4・1 ~ 46・3・31	19	7	0
	46・4・1 ~ 47・3・31	19	7	1
	47・4・1 ~ 48・3・31	19	7	2
	48・4・1 ~ 49・3・31	19	7	3
	49・4・1 ~ 50・3・31	19	7	4
	50・4・1 ~ 51・3・31	19	7	5
	51・4・1 ~ 52・3・31	19	7	6
	52・4・1 ~ 53・3・31	19	7	7
	53・4・1 ~ 54・3・31	19	7	8
	54・4・1 ~ 55・3・31	19	7	9
	55・4・1 ~ 56・3・31	19	8	0
	56・4・1 ~ 57・3・31	19	8	1
	57・4・1 ~ 58・3・31	19	8	2
	58・4・1 ~ 59・3・31	19	8	3
	59・4・1 ~ 60・3・31	19	8	4
	60・4・1 ~ 61・3・31	19	8	5
	61・4・1 ~ 62・3・31	19	8	6
	62・4・1 ~ 63・3・31	19	8	7
	63・4・1 ~ 元・3・31	19	8	8
	元・4・1 ~ 2・3・31	19	8	9